

(論文)

## 宮城県における博物館の嚆矢

—明治12年設置の博物館をめぐって—

### 1879-The Establishment of Miyagi Prefecture's First Museum

佐々木 和 博  
Kazuhiro SASAKI

#### 1. はじめに

明治13年8月10日から10月8日までの60日間、宮城県博覧会が仙台で開催された。これは明治9年に宮城県内初の博覧会として開催された宮城博覧会に続くもので、明治10年開催の第一回内国勸業博覧会を範とした本格的な博覧会であった。前年の明治12年12月4日、宮城県令松平正直は宮城県博覧会の開設並びにその規則を管内に布達し、本格的な準備に入った。

布達された宮城県博覧会規則の中に宮城県の博物館の嚆矢を考えるうえで、重要な一条が含まれていた。すなわちその第一条に「博覧会ハ〈中略〉仙台区片平町博物館構内ニ於テ開クヘシ」とある。博覧会は博物館構内で開催するというもので、この時点ですでに宮城県に博物館が設置されていたことを示している。

この博物館についてはまず西村勇晴氏がその存在を指摘し、つぎに筆者が設置の時期・目的・場所などについて概括的な検討を行った(註1)が、究明すべき多くの課題を残したままである。そこで本稿では新たな資料を加え、この博物館について改めて検討を試み、明治前期における地方博物館の様相の一端を明かにすることにしたい。

#### 2. 博物館設置の契機

前稿で指摘したように宮城県に博物館が始めて設置されたのは明治12年のことである。では何故、博物館の設置がこの時期になされたのであろうか。この疑問を解く有力な資料が県令交替の事務引き渡し文書の中にある。

明治11年7月、宮城県令は宮城時亮から松平正直に交替する。その事務引き渡し文書の一つに、明治11年8月27日付けの「内国勸業博覧会入費残余金等仕訳書」がある(註2)。この入費残余金などは合計366円74銭で、その内の94円55銭2厘は「是ハ通券料少品金額工割合出品

人共工被下之分当県博物館設置之積ニ付右入費ニ充候義出品人エ協議中之分」とある。これは本来第一回内国勸業博覧会に出品した人々に支払われるべきものであるが、宮城県博物館設置の予定なのでその費用に充てるべく、出品人と協議中であるというものである。このことは宮城時亮が県令在任中に博物館設置計画が立てられ、設置資金の一部に第一回内国勸業博覧会入費残余金などの一部を充てるつもりであったことを示している。

明治11年7月の時点ですでに東京・大阪・京都・秋田・金沢・奈良・鹿児島・札幌などに博物館が開設されていたが、その性格は教育博物館・勸業博物館など多彩であった(註3)。これら既設の博物館が宮城県の博物館設置に何らかの影響を与えたことは否定できない。しかし直接的な契機となったのは第一回内国勸業博覧会であろう。それは博物館設置資金の一部にこの博覧会の入費残余金などの充当を考えていること、また後述するようにこの博物館の性格が勸業博物館であることによる。おそらく、この博覧会の来観者数454,168人が示すように、展示が国民に殖産興業への関心を大いに高める効果があるとの具体的な認識のもとに宮城県において博物館設置が計画されるに至ったものであろう。さらに博物館設置に影響を与えたと考えられるものに山形県の勸業博物館がある。この博物館は明治11年中に建設に着手し翌年7月落成した分が建坪97坪5合という規模であったが、「狭少ニ付追々増設」する計画をもっていた(註4)。隣県での博物館建設が宮城県の博物館設置に影響を与えたことは十分に考えられることである。

#### 3. 博物館設置をめぐる論議

明治11年7月22日、地方制度の基本的な方向を示す新法(郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則)が公布され、明治12年3月には府県会規則に基づく公選議員

\*ささき かずひろ

連絡先 仙台市博物館

〒989-32 仙台市青葉区みやぎ台3-11-8

による第一回宮城県会が1カ月の会期で開催された。選出された議員は44名、平均年齢は41歳。若々しい県会の誕生である。この県会に上程された明治12年度地方税支出予算案の第八款勸業費（議決額7,430円）の中に博物館費592円が計上されていた。しかし博物館費の財源として前項で触れた第一回国内勸業博覧会の入費残余金などが充当されているのか否かは判然としない。

この博物館費をめぐる論議については幸いにも議事録が残されている（別掲資料参照）。以下、議事録によって県・議員の博物館に対する認識の一端をみることにしたい。県は予算案説明書の中で「右ハ其完全ヲ要スルニ二年ノ能クスル所ニアラサレハ漸時歩ヲ進メテ之ヲ整備セントス本年ハ先ツ其一隅ヨリ建築ト裝飾トヲナサンカ為メナリ」（註5）とし、博物館建築整備の初年度と位置付けている。博物館の概要については議員の質問に対する答弁によって知ることができる。博物館では「農具礫石等管内緊要ノ物品ヲ陳列シテ管内人民ハ勿論各県ノ人ニモ瞭然縦覧セシムル見込」みである。したがって設置の場所として「人民輻湊ノ地ヲ要スル」。建物は「美観ナルモノヲ建築スルニアラス」としている。ここでは展示資料を「管内緊要ノ物品」に限定し、観覧の対象を宮城県民及び他県民としていることに注意しておきたい。

博物館費に対する議員の態度には原案支持派・減額修正派・増額修正派・廃止派があったが、博物館の必要性については「博物館ハ奨励上緊要ノモノナリ」（原案支持派）「博物館ハ追々ニ至レハ成程緊要ノモノ」（減額修正派）「博物館ハ人智ヲ開ク所ニシテ最モ緊要ナル者ナリ」（増額修正派）「博物館ヲ設立スルハ精良ナル物品ヲ陳列シ人智ノ開達ヲ図ル為メナリ」（廃止派）との発言から明らかのように、基本的には認めるということ共通している。したがって博物館費をめぐる論議は各議員が博物館の必要性を認めた上で行われたものであったことは明らかである。

つぎに各派の主張を聴いてみることにしよう。原案支持派の主張はその立場上、あまり明確ではないが、現在の「民力ヲ顧」みると「原案ヲ以テ可ナリトス」というものであった。減額修正派は「当分ノ所ハ適当ノ家ヲ借りテ博物館ニ充ツル」とする借家充当博物館論を展開した。「家ヲ借テモ実地ノ物品ヲ見セテ実地ノ用ヲ為ス様ニスル」ことが重要なことであり、事実、国の博物館である「山下ノ博物館モ大名屋敷」ではないかと持論を補強している。この論を県側は「甚々恥ツヘキ事」とするが、具体的な論拠の言明はない。増額修正派並びに廃止派は借家充当博物館論の問題点を指摘し持論を展開した。増

額修正派は借家では「便利ノ地」「焼失ノ防止」の確保が困難であり、「海外及ヒ各県ト交換」による「備品（展示資料のこと一筆者註）ノ増加」に対応できないことを指摘し、「博物館ハ借物館ト云テ可ナルカ」と批判した。その上で博物館は「場所ヲ選ヒ類焼ノ憂ナキ所」に「成ル可キ丈ケ堅固ニシテ成ル可キ丈ケ多ク物品ヲ備」えるものにしたと主張した。廃止派は借家では「貸ス者ナキトキ」の対応が不明確であることを指摘し、さらに「管内ノ物産未ダ精良」ではない状況では博物館の設置は「尚早シト云テ可ナル」とし時期尚早廃止論を主張した。

博物館費はこのような論議を経て、最終的には原案通り可決した。この論議の中で資料の収集・保管・展示などについての言及があり、博物館の持つ機能的役割が素朴な形ではあるが認識されていたことを知ることができる。しかし、これから博物館を設置し、運営しようとする県の認識としては厳しさに欠ける点があり、これがその後の展開に大きく影響することとなった。

#### 4. 博物館の設置

宮城県が明治12年に設置した博物館の規則は不明である。したがって博物館設置の時期・場所・規模（敷地・建物）などについては断片的な資料によって推定せざるをえない。博物館設置事業の開始は当時の会計年度を勘案すれば明治12年7月以降とすることができる。さらに明治13年博物館構内で開催された宮議県博覧会の開催までの経過をみれば「十二年九月ヲ以テ端緒ヲ開キ其十一月内務省ヘ具申シ其十二月管内ヘ布達」（註6）するとあり、しかも明治12年11月18日付け仙台日日新聞は松平県令が「仙台区片平町博物館にて管内農工奨励のための、県立博覧会を開設されたき旨、規則を添えて内務省へ伺はれたる由」と報じている。このことは遅くとも明治12年11月には当該年度の博物館設置事業が完了または完了の見通しを得られる段階にあったことの推考を可能にする。

博物館が仙台区片平町に設置されたことは、前掲の宮城県博覧会規則の中に明記されているが、この史料からは場所の特定はできない。明治13年、宮城県地理課は12,000分の1の『宮城県仙台区全図』を製作した（註7）。この図の中に博物館の記載があり、その場所は現在の仙台市青葉区西公園内の仙台市天文台のある付近である。さらにこの全図には博物館の敷地も線引しているので、概数ではあるがその広さを知ることができる。一方、明治13年の宮城県博覧会は博物館構内を会場としていることから、博覧会場の面積は博物館構内面積と同じと考

えることができる。博覧会場の面積は2,103坪と記録されており(註8)、「宮城県仙台区全図」から得られる面積とほぼ合致する。

博物館の建坪についても直接知り得る史料はない。博覧会場内の建坪は428坪2合5勺であり、博覧会のための建物建坪は第一～三館200坪・第四～六館140坪・厩14坪・仮機械館18坪の計372坪である(註9)。前者は博覧会場内にあるすべての建坪であると考えられることから、後者の建坪との差すなわち56坪2合5勺は博覧会のための陳列館以外の建物の面積を示すもので、このほとんどが博物館の建坪に該当するものと推定できよう。

以上の検討の結果、博物館は現在の仙台市天文台付近に、敷地面積2,103坪を占め、建坪50余坪前後で、明治12年11月までには初年度事業が完了あるいはその見通しが得られる段階にあったことが明らかになった。

## 5. 博物館と宮城県博覧会

明治12年度勤業費予算案説明書の中で「漸次歩ヲ進メテ之ヲ整備セントス」とされた博物館費が翌明治13年度の勤業費予算には計上されていない。それは「博物館ノ建築ハ之ヲ十四年度ニ延期」(註10)したためである。延期の理由として宮城県博覧会の開催が考えられる。

宮城県博覧会は第1回内国勤業博覧会を範として宮城県が主催した最初の博覧会であった。会場は既述のように博物館構内であり、開催経費は「該会場ノ仮建設其他一切ノ諸費大約金一万円ヲ要スル」(註11)と見込まれていた。博覧会場内には第一館(40坪)第二館(96坪)第三館(64坪)の三棟が建設されたが「出品ノ数意外ニ多キニヨリ更ニ大小四館ヲ増築シタ」(註12)。博覧会場の陳列館などの建物の当初予算案は「三千五百円ハ閉会後博覧会場ノ家屋ヲ払下ケテ支弁スル積リナリ」(註13)という県の答弁から3,500円であった。しかし実際は3,000円で払い下げている(註14)ので、県当局の予算案を500円減額したことがわかる。これらの建物の完成は「博覧会場建築整頓(頓カ一筆者註)ニ付出品物ハ自今ヨリ該会場ヘ差出スヘク」(註15)と勤業課が公告した明治13年6月29日をあまり溯らない頃と考えられる。

明治13年8月3日、宮城県会に「本県博覧会建物保存ノ義ニ付建議」が提出され全員一致で可決した(註16)。これを受けて県令は売却による収入予算額3,000円のうち保存対象の博覧会建物三棟板塀陳列場器具の分2,448円を支出予算(勤業費)の中に組み入れることを請求し、県会はそのを了承した。保存費2,448円の支出は「明治13年度勤業費支払勘定目録」によって確認できる(註17)。

また、この文書によって保存の対象となった建物が第一～三館であることも判明する。宮城県博覧会は10月8日閉会した。出品は9,564種30,708個、入場者は94,597名であった(註18)。

ところで博物館は宮城県博覧会の陳列館として使用されていない(註19)。このことは明治12年度の博物館設置事業としては完了していても、博物館活動ができる状態までには至っていないことを意味するものであろう。したがって整備途上にある博物館は博覧会事務所など陳列館以外の建物として使用された可能性がある。

## 6. 勤工場と博物場

明治14年1月15日から2月3日まで米豆共進会が旧博覧会場を借用して開催された。第一館を展列所(参考室)第二・三館を陳列所とし「外ニ出品荷解所米豆審査所事務所委員詰所官員休息所等都テ在来ノ館内ニ設」けた(註20)。この「在来ノ館」は増設した大小四館と博物館を指すものと思われ、前者は保存対象外の建物ではあるが、そのまま使用されたのであろう。

勤業課は明治14年4月までに勤工場と博物場の開設を計画している。すなわち「仙台区公園内博覧会場ヲ勤工場ニ仮用シ来ル七月二十日ヨリ日数一百日間管内外ノ製作品及諸物産ヲ蒐集シテ販売セシメ而シテ傍ラ博物場ヲ設ケ衆庶ノ観覧ニ供セントス」とし明治14年度予算を要求した(註21)。7月4日、県会は宮城勤工場開設を決議し、県は7月6日付けで布達した。同年度勤業費決算書には共進会補助費より流用した250円を加えた850円が勤工場費予算として計上され、決算額は849円91銭とある(註22)。前年度予算で本年度に延期された継続事業としての博物館建築は宮城勤工場の開設にともない、そこに包括される形で進められることになったのである。

宮城勤工場は「日ニ盛ニ出品人ノ数出品ノ数縦覧人ノ数等日増々加シ其繁雑実ニ予想ノ外ニ出ル」ほどの盛況を呈し、30日間の延長も検討されるほどであったが、当初の予定どおり10月27日に閉場した。これに伴い博物場も閉場したものと思われる。

しかし出品人は勤工場の継続を希望した。これに対し県並びに県会は「民設ト雖モ公益上ニ関係スルモノナレハ無代価ニテ貸与スル」こととし、11月26日「本年(明治14年一筆者註)十二月一日ヨリ十七年十二月三十一日マテ向三ケ年間ノ貸与ヲ丹野彦三郎外貳拾五名ヨリ出願セシニ依リ官用ノ節ハ何時タリトモ返納セシムモノトシ之ヲ許可」した(註23)。これにより条件付きではあるが、勤工場は公設から民設へと大きく性格を転換して存

続することとなった。

明治16年3月15日から4月13日まで福島・宮城・岩手・秋田の四県連合で奥羽連合共進会が開催された。会場は仙台区公園地内の勤工場であった。明治15年度勸業費予算には1,925円の連合共進会費・120円の博覧会場修繕費・60円の看守人給料が計上されている(註24)。明治15年度地方税支出予算案は4月28日開会の県会に提出され、勸業費は5月15日に可決されている。このことは奥羽連合共進会の開催が明治15年4月の時点で実質的な決定をみていることを意味している。明治14年11月、宮城勤工場跡を民間に貸し出すにあたり「官用ノ節ハ何時タリトモ返納」することという条件を付したのは、奥羽連合共進会開催の動きと無関係ではないであろう。

このように宮城勤工場が閉場した後も民間の勤工場、あるいは共進会の陳列場としての利用はあったが、博物館(場)は宮城勤工場の閉場とともにその活動を停止したのである。

## 7. 博覧会建物の売却

明治16年の宮城県会は会期30日をもって3月1日に開会した。この県会に上程された明治16年度地方税支出予算の勸業費原案の中から博覧会場修繕費は削除されていた。それは「本県ノ博覧会場タルヤ因ヨリ一時ノ用ニ供スヘキ目的ヲ以テ構造セシモノナレハ之ヲ永久保存セントヤハ大ニ改造ヲ要セサルヘカラス故ニ之ヲ売却シ他年適当ノ地ヲ択ヒ更ニ之ヲ建築セント欲スル」(註25)ためとされている。したがって県は博覧会場建物などの売却の方針を明治16年1月以前に固めていたのである。『明治十六年度宮城県地方税収支精算報告』には勸業費雑入の中に博覧会建物三棟及外囲板塀売却代2,448円がみえる。これは明治13年に博覧会建物三棟板塀陳列場器具保存費として支出した金額と同額である。

博覧会場はその空間を画していた外囲の板塀さえも売却されてしまったのである。博覧会が博物館構内を会場に開催されたことを思い起こせば、博物館構内という空間もこのとき消滅してしまったことを意味している。売却対象の博覧会建物は三棟であるが、その対象とならなかった大小四館並びに博物館もほどなく取り壊されたものと思われる。

その後博物館(博覧会場)跡地には博物館・展示施設の再建はされなかった。明治18年、同地に挹翠館が建てられた(註26)。挹翠館は「市内最上等の割烹店たり構造厳麗恰も官衙の如く高等の宴会には必ず此館を用ゆ」(註27)という一流割烹店であった。ここに至り博物館は全

く過去のものとなり、人々の記憶から急速に遠ざかっていったのである。

## 8. おわりに

明治12年に開始した博物館設置事業は翌13年開催の宮城県勸業博覧会によって、早くも計画の大幅な変更を余議なくさせられ、2年度目の事業が明治14年度に延期された。明治14年には博覧会場を宮城勤工場として使用することになり、博物館は宮城勤工場の付属施設的な位置付けの博物場として存在することとなった。宮城勤工場が閉場した後の博物館に関する資料は見当たらない。博物館(場)としての実質的な活動は宮城勤工場が開設された明治14年7月20日から10月27日までの100日間という極めて短期間であった。

「漸次歩ヲ進メテ之ヲ整備セン」とした宮城県の博物館設置事業は確固たる展望を持たずに開始したことにより、つぎつぎと打ち出される新事業・新制度の波の中で計画の変更を迫られ、所期の目的をほとんど果たすことなく終焉を迎えたのである。(1990年7月15日稿了)

## 註

1. 西村勇晴「資料による宮城県の美術編年史(1)」『宮城県美術館紀要』第2号；1987、佐々木和博「宮城県博物館史」『国学院大学博物館学紀要』第14輯；1990
2. 「自明治十五年至明治十七年勘定綴」(宮城県図書館所蔵県庁文書)の中にある。
3. 「日本の博物館の動き一年表一」『博物研究』通巻126号；1978、椎名仙卓『日本博物館発達史』雄山閣；1988
4. 「わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究」明治編2、日本博物館協会；1965
5. 仙台日日新聞第555号；明治12年3月29日付(宮城県図書館所蔵)
6. 「宮城県勸業第一回目的」勸業課；1881(宮城県図書館所蔵)
7. この全図は『仙台市史』9の付図として復刻されている(仙台市史編纂委員会編；1953)。
8. 註6に同じ。
9. 「明治十三年県会綴」中の「本県博覧会建物保存ノ義ニ付建議」(宮城県図書館蔵県庁文書)
10. 『明治十三年宮城県会議事筆記』三(宮城県議会議務局図書室所蔵)
11. 註10に同じ。
12. 註6に同じ。

13. 註11に同じ。
14. 註10に同じ。
15. 宮城県蚕糸業史編さん委員会編『宮城県蚕糸業史』  
明治資料編；1987
16. 註10に同じ。
17. 註2に同じ。
18. 註6に同じ。
19. 陸羽日日新聞第964号；明治13年8月11日付（宮城  
県図書館所蔵）
20. 註6に同じ。
21. 註6に同じ。
22. 註2に同じ。なお同書には決算額108円2銭2厘の  
博覧会場修繕費がみえる。
23. 『明治十五年宮城県会議事筆記』三（宮城県議事  
事務局図書室所蔵）
24. 「明治十五年度勸業費決算表」註2に同じ。
25. 「明治十六年一月一六年度予算決算原稿」（宮城県  
図書館所蔵県庁文書）
26. 仙台市史編纂委員会編『仙台市史』2；1955，なお  
開館は明治19年1月24日である（小倉強『明治の洋  
風建築』宝文堂出版販売；1976）
27. 菊田定郷編『仙台名所案内』宮城廻萩社；1897

## 資料

『明治十二年宮城県会議事筆記』三（宮城県議事事務局  
図書室所蔵）

四月九日午後一時三十五分着席

欠席 増田繁幸 紺戸新一郎 堀友直 渡辺覚三  
第一号議案第二次会

〈中 略〉

- 第七項 金五百九十二円 博物館費
- 十番大立目才次郎曰 博物館ハ追々ニ至レハ成程緊要  
ノモノナレド勸業ハ初歩ニシ恰モ種ヲ時ク時ト一般未  
タ果実ヲ結フ時ニハ至ラズ且ツ該館ヲ設立スルモ始メ  
テノ事ナレハ随テハ陳列スル物品モ多カラザルヘシ因  
テ金四百七十二円ヲ減シテ百貳十円トシテ当分ノ所ハ  
適当ノ家ヲ借りテ博物館ニ充ツルヲ以テ可ナリトス
- 三十三番齋藤信太郎曰 番外ニ質問セン説明書ニ一隅  
ヨリ建築ト粧飾トヲ為スト云フハ何レノ所ナルヤ定メ  
テ目的アルベシ願ハクハ乏（之カー筆者）ヲ聞カン
- 番外一番樋田魯一曰 規模ト位置トハ目的ヲ立テタリ  
農具礦石等管内緊要ノ物品ヲ陳列シテ管内人民ハ勿論  
各県ノ人ニモ瞭然縦覧セシムル見込ナリ
- 廿四番茂貫利貞曰 番外ハ三十三番ニ農具礦石等ヲ陳

列スルト答ヘタルガ其場所ハ何レノ地乎

- 番外一番樋田魯一曰 先日モ答弁シタル通り人民輻湊  
ノ地ヲ要スルガ故ニ仙台大町壺丁目勸業地内ニ設クル  
ノ内議ハアレド入費定マリタル後チ確定スル見込ナリ
- 廿八番秋山峻曰 博物館ヲ建築スルト裝飾スルトニハ  
五百九十二円位ノ金ニテハ迫モ間ニ合ハザルヘシ何等  
ノ建築ヲ為ル積リカ
- 番外一番樋田魯一曰 美観ナルモノヲ建築スルニアラ  
ス農具礦石等ヲ飾ルニ足ルモノヲ建築スル見積リナリ
- 廿八番秋山峻曰 十番ノ説ヲ賛成ス
- 議長曰 十番ノ説ニ廿八番ノ賛成アルヲ以テ議場ノ問  
題トス
- 二番熱海孫十郎曰 十番ハ四百七十二円ヲ減シテ百二  
十円トシタシト云フガ百二十円ニテ何ヲ飾ルカ番外ノ  
説明又ハ答弁ヲ聞クニ家屋ヲ建テル由ナリ百二十円ニ  
テハ小屋サヘ建テガタク石ヤ瓦位ヲ陳列スル外出来ザ  
ルヘシ然ラハ建テ、却テ恥ヲ取ルニ似タレハ寧ロ建テ  
ザルニハ如カス本員ハ設立スルヲ以テ可トスルガ故ニ  
五百円ハ五千円トスルモヨケレドモ減額ハ一體望ム所  
ナレハ当局者ニテ五百九十二円ニテ間ニ合フト見込タ  
ルニ任セ暫ク原案ニ据置クラ可ナリトス
- 十番大立目才次郎曰 二番ハ誤解セリ十番ハ追々ハ緊  
要ノモノト認ムレドモ当分ハ格別陳列スル物品モ多カ  
ラザレハ家ヲ借りテ陳列スルモ事足ルヘシト云フ意ナ  
リ
- 二番熱海孫十郎曰 建築スルノ主趣ニアラザルカハ知  
ラスト雖ドモ家ヲ借り物品ヲ陳列スルニモ其裝飾ニハ  
幾許カ費用ヲ要スルナルヘシ十番ハ百二十円ニテ何ヲ  
スル見込ナルヤ石ヤ瓦デモ並列スル積リカ本員ハ原案  
ヲ可トスルガ故ニ十番ノ説ハ飽マデ之ヲ駁撃ス
- 番外一番樋田魯一曰 殊更ニ原案ヲ維持スルニハアラ  
ザレドモ己ニ決議セル千円ニテ買入ル、機械見本ハ何  
処ニ置クカ観ノ美ヲ飾ルハ固ヨリ好ムニアラス且ツ節  
減スルニ宜シキダケハ節減シタケレドモ十番ノ如ク人  
ノ家ヲ借りテ之ヲ博物館トシ之ニ物品ヲ陳列スルトハ  
甚タ恥ヘキ事ナラスヤ依テ其事柄ヲ陳述シ置クナリ
- 三十三番齋藤信太郎曰 博物館ハ奨励ノ為メ欠ク可カ  
ラサル者ナリ只今番外カ陳述シタル通り機械見本ヲ買  
入テモ置キ所ナキ様ニテハ全管内ノ為メニ甚タ恥ツヘ  
キコトナリ且ツ該館ヲ設立スルコトハ美事ナレハ本員  
ハ此額ヲ存シテ仙台ニ建築センコトヲ希望スルナリ人  
民モ亦タ此博物館ヨリ発明スル所ナシトモスヘカラズ  
又全管ニ対シテハ相当ナル機械ヲ得ルニモ至ルベシ然  
ラハ博物館ハ大ニ益ヲ得ル者ナレハ原案ヲ以テ可ナリ

トス

- 廿八番秋山峻曰 賛成説ノ尽サ、ルヨリシテ各員モ喋々スルナラン依テ其不足ヲ補ハントス一体博物館ト云フ名ハ既ニ大層過キルナリ僅々タル五百余円ヲ以テハドンナ家が出来ルカ必ラス十坪半位ナル乞食小屋ノ如キ家ナラン此ノ乞食小屋ノ如キ家ヲ建テ、宮城県ノ博物館ナリト云ハ、是レコソ恥ツヘキコトナレ寧ロ家ヲ借テモ実地ニ物品ヲ見セテ実地ノ用ヲ為ス様ニスルニハ如カザルナリ家ヲ借ルト云ヘハ不都合ナルカ如シト雖ドモ山下ノ博物館モ大名屋敷ナリ上野ノ美術館ノ如キモノナラハヨケレドモ僅々タル金ヲ以テハ彼レカ如キモノヲ建築スル訳ケニハ行クマシ故ニ本員ハ家ヲ借りテモ実地ニ見セルニ如カスト云フナリ
- 六番佐藤信義曰 十番ノ説ヲ駁ス博物館ハ奨励上緊要ノモノナリ敢テ広大ナル者ハ欲セスト雖ドモ千円カニ千円カラ差出シテ成ル丈ケ充分ニ家ヲ建築シタク思ハルナリ併シ民力ノ如何ヲ顧レハ堪ヘザル所モアリ又ク説明書ニ依レハ漸次歩ヲ進ムル様子ナレハ本員ハ原案ハ至極適當ナルモノト見認ム故ニ十番ノ説ヲ駁ス
- 十六番松岡修曰 十番ノ説ハ人ノ家ヲ借ルトノコトナルガ家ヲ借ルガ如キハ議員ノ議スヘキ所ニアラス若シ貸ス者ナキトキハ如何スルヤ廃スモ可ナリトスルカ十番ノ説ハ実ニ行ハレザルノ説ナリ且ツ夫レ博物館トハ諸品物ヲ陳列シテ公衆ノ縦覧ヲ許シ人智ヲ開ク所ナレハ是非之ガ設ケナクンハアルベカラズト雖ドモ管内ノ物産未ダ精良ナラス米サヘ粗悪ナリシヲ昨年行政官ノ注意ニ依リ今日稍精良ニ趣キタル次第ナレハ建設ハ人民ノ辛(幸カー筆者)ナリト雖ドモ尚早シト云フテ可ナリ故ニ本員ハ原案ノ持論アリ先ツ十番ノ説ヲ駁ス
- 十番大立目才次郎曰 各員ハ本員ノ説ヲ貫徹セヌモノト見エ喋々非難スルガ農具等ノ買入ハ僅々千円位ノ金ナリ千円位ノ機械ナラハ之ヲ陳列スルニ何程ノ席ヲカ要スヘキ必ラス大屋ハ要セザルヘシ且ツ十六番ハ借家ヲ好マズトカ何ントカ申シタルガ借家ニテ左程賤ムヘキモノニモアラス大屋ニ寥寥陳列センヨリハ寧ロ借家ニテモ裝飾ヲ能クスルニハ如カザルナリ
- 四番千葉胤昌曰 十番ノ説ノ不可ナルハ各員ノ述ヘタル所ニテ己ニ尽セリト雖ドモ少シク意見ノ異ナル所モアレハ今之ヲ陳述セン十番ハ千円丈ケノ機械ナレハ家ヲ借りテモ間ニ合フベシト云フガ成程借家ナリトテ間ニ合ハスト云フコトハナカルベシ併シ借家ハ甚タ不同意ナリ何トナレハ便利ノ地ニ借家アルコトナラハヨケレドモナキトキハ如何トモ為シガタカルベシ博物館ナルモノハ官員ノ下宿ヤ又ハ馬屋扨トハ違ヒ大切ノモノ

ヲ陳列シ置ク所ナレハ第一ニ焼失ノ予防ヲセザルヲ得ザルナリ十番ハ機械ハ千円ダケノモノト限リタルカ如クナレドモ其外ニモ陳列スル品アルベシ古器ヤ珍奇ノ物品ハ金錢ニモ換ヘラレヌモノナレハ焼失ノ恐レナキ所ヘ置カネハナラヌナリ従前ノ土蔵ノ如キハ可ナレドモ闇ラクテ衆庶ノ觀ニ供スル訳ニハ行カス仍テ本員ハ純然タル煉瓦造ヲ要スルニハ及バザレドモ原案ノ金額ニテハ雜作サエ出来サルモノト思フガ故ニセメテ千二百円位ノ金額ヲ以テ場所ヲ選ヒ類焼ノ憂ナキ所ヘ建築センコトヲ欲スルナリ本員ハ此ノ増額論ヲ主張スル積ナリ此ノ増額論ニシテ行ハレス僅々タル五百余円位ニテ小屋ノ如キモノヲ建築スルハ甚タ不同意ナリ況ンヤ十番ノ論ヲヤ

- 廿五番国分平曰 本員ハ増スモ減スルモ望ム所ニアラズ本年ダケハ原案ノ通りトシテ追々盛ニ致シ度存スルナリ
- 九番森永助曰 十番ノ説ハ不經濟ノ第一ナリ借家賃トシテ年々百二十円ヲ費スハ無益ナリ五百九十二円ニテモ建ルガ可ナリ我輩ハ増シタク思ヘドモ当分民力ノ堪ヘザル所モアレハ原案ヲ以テ可トスルナリ
- 十六番松岡修曰 十番ハ借家ハ賤ムモノニアラズト云ヒタルガ本員モ賤ミタルニハアラス便宜ノ地ニ借スモノナキヲ恐ルレハナリ尤モ借家アル
- 十番大立目才次郎曰 十六番無用
- 議長八十番ニ無用ノ理ヲ陳述セシム
- 十番大立目才次郎曰 復論ナリ
- 議長ハ十六番ニ向ヒ中止スル旨ヲ述フ
- 二番熱海孫十郎曰 意見ヲ呈セン各員ノ論スル所ヲ聞クニ前説ノ不足ヲ補フトカ駁議ノ足レザルヲ補フトカトテ再三復論シ甚シキハ互ニ相争論スルモノモアリ此等ハ前説ノ不足ヲ補フニアラズシテ全く其駁議ニ付テ申分ナリ旨意サヘ貫ケハ可ナラン故ニ復論又ハ争論等ノナキ様ニ議長ヨリ明言アリタク思フナリ
- 議長八十番ニ同意ノモノヲ起立セシム
- 起立 二人

十番 廿八番  
少数ニ付取消トス

- 四番千葉胤昌曰 本員ハ六百円ヲ増加シテ千二百円ト修正シタク其理由ハ曩キニ十番ヲ駁スルトキニ述ヘ置キタルハ今又喋々要スルニハ及バザレドモ些カ不足アレハ一応陳述スベシ一体各員モ博物館ハ有益ノモノナレハ増額シテ立派ニ建築シタクコトハ好ム所ナルベケレト小学校ヘ餘リ張込過キテ巨大ノ増額ヲ為シタルハ最早増スコト出来ヌト云フ心配ハアルナルベシ無

用ノモノナラハ減スルハ固ヨリ可ナリ本員モ大ニ望ム所ナリ併シナカラ必用ノモノハ増スダケハ増サ、ルヲ得サル者ナリソレモ五万トカ或ハ七万トカ大金額ナラハ民力ノ堪ヘヌト云コトモアレドモ僅カ六百ヤ七百ハ張込タリ逆關係スル程ノコトハアルマジ各員ノ内ニハ漸次ニ拡張スルノ論モアレト僅少ナル金額ヲ以テ建築スルトキハ年々修理等ニ多少ノ金額ヲ費シ却テ入費ヲ空ニ属スル事アリ策ノ得タルモノニハアラザルナリ且ツ夫レ博物館ハ勸業上欠ク可能カラザル緊要ノモノナレハ一日モ早く設置スルニハ如カザルナリ故ニ充分ニハアラザレドモ千二百円ニテ焼失ヲ防クニ足ルダケノモノヲ建築シ何分多ク物品ヲ陳列シタク思フナリ

- 十四番峯岸大力曰 四番ノ説ヲ賛成ス博物館ハ人智ヲ開ク所ニシテ最モ緊要ナル者ナリ然ルニ五百円計リノ僅々タル金円ニテハ逆モ間ニ合ハザルモノナリ千二百円トセハ至極至當ト思ハル
- 議長曰 四番ノ説ハ十四番ノ賛成アルヲ以テ議場ノ問題トナスベシ
- 三十八番佐藤義十郎曰 四番ノ説ヲ駁ス勸業費ニテハ奨励防害試験ノ三費皆減シタリ特リ博物館費ニ増加スルハ不適當ナリ斯クノ如キノ増額ヲナセハ議員ノ名譽ニモ關係セシ故ニ飽マテ之ヲ駁ス
- 二番熱海孫十郎曰 四番ノ説ヲ駁ス成程本員モ先刻十番ノ説ヲ駁スルトキニハ増額ハ好ムトコロナリト陳述シタレドモ民力ヲ顧ルトキハ逆モ増ス訳ニハ行カヌナリ四番ハ小学校費ニ張込シタルハ増コトハ出来ヌト云フモノモアルナルベシ抔ト人ノ心配迄モ心配シテ勸議ヲ起サンタルガ真ニ余計ナ御世話ト云フベキナリ必用ノモノヘ増スハ誰シモ欲スル所ナレハ人民ノ都合サエヨケレハ五層倍モ十層倍モ出スベケレド民力ニハ限リノアルモノナレハ今日ノ所ニテハ左様矢鱈無闇ニ増スコトハ出来ザルナリ学校ノ増額ハ案外ナレハ本員モ甚タ不本意ナレド是レモ衆員ノ可トスル所ニ因ニ決シタルコトナレハ如何トモ為シガタク彼レニテ増セハ此ニテ減セントスルハ勿論ナレハ小学校ヘ増額シタル為メニ他ニテ減セントスルハ理ノ暗ヤスキ所ナリ近ク譬ヘテ之ヲ弁センニ茲ニ限りアル金額ヲ以テ數種ノ物品ヲ買ントスルニ先キニ高キ物ヲ買ヒテ己ニ金ヲ遣ヒ尽セハ設ヒ後ニ何程緊要ナル物アルモ買ヒ能ザルハ当然ナリ大小ノサ差コソアレ之ト一般ナレハ不本意ニハアレド増額スルハ甚タ不可ナリ若シ増額スルガ如キコトアラハ民力ハ美ニ耐ヘザルニ至ルヘシ本員ハ心配セザルヲ得ザルナリ
- 三十三番斎藤信太郎曰 四番ヲ駁ス博物館ハ奨励ノ為

ニハ必要ノモノナレハ盛大ニハシタケレドモ千円ニテ買ヒタルモノヲ陳列センニハ五百余円ノ入費ニテ大抵相当ナルヘシ且ツ二番三十八番ノ駁論モアレド佞令前ニ於テ巨額ノ増加ヲ要シタリ逆必要ノモノナラハ何程増額ヲ要スルモ人民ハ敢テ拒マザルヘシ又此處ニテ増額シタリ逆何ソ議員ノ名譽ニ關セン併シ我輩ハ原案ハ相当ナルモノト見認ルカ故ニ増額ハ不可ナリトスルナリ

- 十四番峯岸大力曰 段々各員ノ駁議アレハ賛成説ノ不足ヲ補ハシ建築八年々ナスモノニアラス葺屋造ナラハ三年位外保タザルレシト雖ドモ瓦造ニモセハ十年モ二十年モ依然保ツコト得ベシ明年モ又タ其明年モ建ルト云フ訳ニハアラヌナリ且各員ハ千円ニ目ヲ注キ千円ダケノ見本ト云フガ成程本年度ハ千円ニハ相違ナケレドモ年々逐フニ從ヒ海外及ヒ各県ト交換スルカ如キニ至リテハ備品ノ増加スルハ必然ナリ故ニ些カ民力ニ關係ナキニハアラネド原案ハ余リ不足ナレハ増額セザルヲ得ザルナリ
- 十番大立目才次郎曰 四番ハ大ナル増額ヲ主張セリ原案ハ目安アツテ斯ク見積リタルモノナリ徒ニ伽藍ノミヲ大ニシタリ逆列品ナキトキハ虚飾ニ過キス列品ヲ備ヘルニ至ルトキハ其家モ亦タ朽損スルニ至ラン十四番八年々建築スルモノニアラザレハ増額スルハ至當ナリト云ヘド伽藍ノミヲ建築シ置キタリトテ何ノ益ヲカナスヘキヤ
- 廿四番茂貫利貞曰 四番ノ説ヲ賛成ス各員ノ駁議モアレト何レモ取ルニ足ラザル説ナリ此博物館ニ陳列スル物品ハ千円丈ケノ見本ニ限ルモノニハアラズ在来ノ物品ト雖ドモ苟モ人智ヲ開クニ足ルモノハ渾テ陳列スルナルベシ当局者ノ見込ハ五百九十二円ニテ建築スル積リニハ相違ナカルヘレドモ粗末ノ家屋ニテハ祝融ノ災ヲ防ク訳ニモ行カネハ同シク建築スルナラハ寧ロー層堅牢ニ建築スルニハ如カザルナリ四番ノ増額ヲ為サントスルハ蓋シ此点ニアルナリ十四番ハ賛成者ハ即チ賛成者ナレド年々建築スルモノニアラズト云フ本員ノ意トハ反対ナリ本員ハ八年々建築スル見込ナリ又タ或ル議員ハ千円丈ケノ機械ナレハ建築ハ巨大ヲ要スルニ及ハス原案ノ金額ニテ相当ナリト云ヘト是レ亦タ誤謬ノ見解ナリ総テ家屋ハ其入ル、モノ、多寡ニ因テ建ツルモノニアラズ試ニ見ヨ月給五円ノモノハ葺小屋ニ住居シ月給百円ノモノハ瓦屋ニ住居スルカ五円ノモノニシテ瓦屋ニ居ルアリ百円ノモノニシテ茅屋ニ居ルアリ決シテ百円ノモノナラハ壯麗ナル所ニ居ルト云フ訳ニハアラザルナリ外觀ノ美ヲ飾ルニハアラネド博物館ハ管内

人民ハ申スニ及ハス他県人ニモ普ク縦覧ヲ許スコトナレハ成ル可キ丈ケ堅固ニシテ成ル可キ丈多ク物品ヲ備ヒ度存スルナリ若シ十番ノ如ク借家スト云フコトナラハ博物館ハ借物館ト云テ可ナルカ

○廿八番秋山峻曰 四番ノ説ヲ駁ス其故ハ曩キニモ述ヘタル通り博物館ハ僅々千円前後ノ金ニテハ出来ルモノニアラザルナリ四番ノ増額ヲ要スルハ果シテ何ノ意ヨリ出タルカ我輩ノ了解ニ苦シム所ナリ又タ当局者ノ五百九十二円ト見込タルハ民力ヲ酌量サレタルニハ相違モナカルヘケレド如何ニモ些サナ咄ナリーノ小民家ヲ建ツルニスラ五百九十二円位ハ要スルニアラザルカ四番ノ如ク増額シテ千貳百円トスルモ門前ノ建築モ出来ザルベシ博物館ト云ヘハ管内ニアル物品ハ残ラス備ヘ置カザルヲ得ス他県人ニモ縦覧ヲ許サ、ルヲ得ス斯クノ如キ小モ亦タ小匱末モ亦タ匱末ナル藁小屋然タルモノヲ立テ公衆ノ恥ヲ取ランヨリ寧ロ借家シテ能ク実物陳列スルニ如カザルナリ借家ナレハ申分ノ立タザルコトモナシ五百円ヤ七百円ニテ大層ナル博物館ヲ建テントスル杯ハ我輩ハ望マザル所ナリ否ナ望ヘキ所ニアラザルナリ

○議長曰 稍議論モ尽キタレハ決ヲ取ルベシ四番ノ説ニ同意ノモノハ起立セヨ 起立 四人  
四番 九番 十四番 廿四番

少数ニ因テ取消トス

○十六番松岡修曰 己ニ増額論モアリレト少数ニ因テ取消サレタレハ余カ持論ヲコ、ニ述ン博物館ヲ設立スルハ精良ナル物品ヲ陳列シ人智ノ開達ヲ図ル為メナリト雖ドモ今管内ヲ通観スルニ精良ナル物品ハ絶エテナシ若シ此ノ不精良ナル物品ヲ陳列スルトキハ他県人ニモ縦覧ヲ許スコトハ却テ恥ヲ曝ラスニ似タリ故ニ兩三年ノ後チ行政官ノ奨励ニ因テ稍進歩ノ功ヲ顕シ物品ノ精良ナルニ至ルヲ俟ツテ設立スルニ如カザルナリコ、ヲ以テ本員ハ本項ハ廃案トスルコトヲ望ム

○三十一番佐川陽之助曰 十六番ニ質問セン千円ニテ買入タル見本ノ置キ所ハ如何スルヤ

○十六番松岡修曰 関セヌナリ

○十番大立目才次郎曰 博物館ハ置カザルカ

○十六番松岡修曰 然リ

○廿四番茂貫利貞曰 十六番ノ説モ賛成者ナシ又タ増額論モ行ハレス就テハ本案ハ可ナルモノト認ム本案ニ決セラレンコトヲ望ム

○議長曰 十六番ノ説ニハ賛成者モナケレハ取消トシテ外ニ議論モナケレハ原案ニ儘ニ決シ置ク可シ且本日ハ己ニ三時ニモ近ケレハ是ニテ退散ヲ命ス  
午後第二時四十二分退席